

ご遺族の方へ

新城市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

新城市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

新城市役所 0536-23-1111(代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 国民健康保険の手続きについて	p.13
3. 後期高齢者医療保険の手続きについて	p.14
4. 医療費助成を受けていた方の手続きについて	p.15
5. 障がい福祉について	p.15
6. 年金の手続きについて	p.17
7. 介護保険について	p.19
8. 亡くなられた方に児童がいる場合について	p.19
9. 税について	p.20
10. 水道関係について	p.22
11. 森林について	p.22
12. 農地について	p.22
13. 飼い犬について	p.23
14. 住宅関係について	p.23
15. 防災行政無線戸別受信機について	p.24
16. 外国籍の方について	p.25
17. お問い合わせ窓口一覧	p.27

チェックリスト

故人について当てはまる情報に○をつけてください。
「はい」に○がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

	確認事項(故人について)	チェック		該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	はい	いいえ	p.6
保険・医療	国民健康保険に加入していましたか?	はい	いいえ	p.13
	後期高齢者医療制度に加入していましたか?	はい	いいえ	p.14
	各種受給者証、資格証明書、医療券をお持ちでしたか?	はい	いいえ	p.15
障害福祉	障がい者手帳をお持ちでしたか?	はい	いいえ	p.15
年金	国民年金を受給又は、加入していましたか?	はい	いいえ	p.17
介護保険	65歳以上の方でしたか?	はい	いいえ	p.19
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	はい	いいえ	
子育て	母子(父子)手当や児童手当等を受けているご家庭でしたか?	はい	いいえ	p.19
税金	市・県民税の納付書が届いていましたか?	はい	いいえ	p.20
	固定資産(土地・建物・償却資産)を所有されていましたが?	はい	いいえ	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	はい	いいえ	p.21
	市税等は口座振替を利用していましたか?	はい	いいえ	
水道	水道の所有者又は使用者でしたか?	はい	いいえ	p.22
森林	森林について	はい	いいえ	p.22
農地	農地について	はい	いいえ	p.22
飼い犬	犬を飼っていましたか?	はい	いいえ	p.23
その他	市営住宅に入居していましたか?	はい	いいえ	p.23
住民票	外国籍でしたか?	はい	いいえ	p.25
その他	防災行政無線戸別受信機は設置していましたか?	はい	いいえ	p.24
	会社員でしたか?	はい	いいえ	p.29
	個人事業主でしたか?	はい	いいえ	p.30

身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○相続放棄・限定承認(32ページ参照) ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 (31ページ参照) ○公共料金等の手続(35ページ参照) ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等 	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(32ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(31ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(32ページ参照)

新城市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、27ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈27ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈29ページ〉
その他の主な手続きに
ついて

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通
- ・印鑑〔認印〕(朱肉を使うもの)

◇新城市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課・鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課

【土、日、祝日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階西側時間外窓口

なお、時間外窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◆死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります。

(土、日、祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※年末年始・大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

※9, 10ページに戸籍謄本等を請求する場合の委任状と郵便で請求する場合の申請書の様式があります。相続人が来庁できない場合など必要に応じてご利用ください。

住民票について ※亡くなられた方が新城市に住民登録がある場合

◆世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・届出される方…… 亡くなられた方と同世帯の方

◆印鑑登録、マイナンバーカード、通知カード

亡くなられた方が印鑑登録をされていた場合は、「印鑑登録証」(カード)をお返しく下さい。

亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カードは返却不要です。

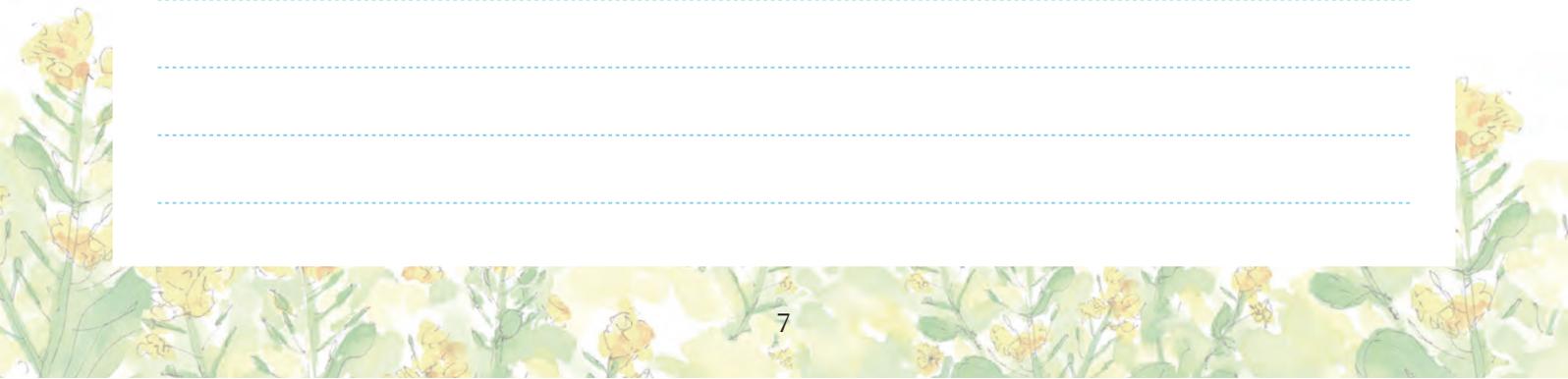
ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

市民課

電話番号 0536-23-7628

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

委任状

令和 年 月 日

委任状は、本人(頼む人)がすべて自書し押印してください。
 代理人(窓口に来る人)は、代理人の本人確認できる書類の提示が必要です。

本人(頼む人)

住 所	<input type="checkbox"/> 新城市
氏 名	<input type="checkbox"/> 大・昭・平 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 令・西暦
電話番号	

私は下記の者を代理人と定め、次の請求及び受領する権限を委任します。

代理人(窓口に来る人)

住 所	<input type="checkbox"/> 新城市
氏 名	

どのような証明が必要ですか。該当する□に✓し、必要事項を記入してください。

住民票等証明書		戸籍等の証明書	
□住民票の写し	<input type="checkbox"/> 世帯全員	通	<input type="checkbox"/> 戸籍 } □全部(謄本) 通 <input type="checkbox"/> 除籍・改製原 } □個人(抄本) 通
	<input type="checkbox"/> 個人	通	
(個人の場合、誰の) _____		(抄本の場合、誰の) _____	
※特に必要な事項 <input type="checkbox"/> 続柄・世帯主 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> その他()※1 (チェックがない場合、上記を省略して交付します。)	□身分証明書		通
	□その他()		□その他()
□その他()		※新城市に本籍がない場合発行できません。 本 籍 新城市 番地 筆頭者 _____ 利用目的 _____	
利用目的 _____ のため		利用目的 _____ のため	

※1 マイナンバー入りの住民票は窓口で代理人の方に直接お渡しできません。ご本人宛に郵送となるため返信用封筒と切手も合わせてご用意いただき、窓口へお持ちください。

戸籍謄本等郵送請求申請書
【「記入例」及び「注意事項」を参考にご記入ください】

宛	令和 年 月 日							
1 必要な証明書(市町村によって手数料が異なりますのでお確かめください。)								
戸籍	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">謄本(全部事項証明)</td> <td style="width: 20%;">450円</td> <td style="width: 50%;">通</td> </tr> <tr> <td>抄本(個人事項証明)</td> <td>450円</td> <td>通</td> </tr> </table>	謄本(全部事項証明)	450円	通	抄本(個人事項証明)	450円	通	抄本(個人)及び身分証明書、 独身証明書が必要な方は、 「4」に必要な方の氏名及び生 年月日をご記入ください。
謄本(全部事項証明)	450円	通						
抄本(個人事項証明)	450円	通						
除籍 改製原戸籍	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">謄本(全部事項証明)</td> <td style="width: 20%;">750円</td> <td style="width: 50%;">通</td> </tr> <tr> <td>抄本(個人事項証明)</td> <td>750円</td> <td>通</td> </tr> </table>	謄本(全部事項証明)	750円	通	抄本(個人事項証明)	750円	通	
謄本(全部事項証明)	750円	通						
抄本(個人事項証明)	750円	通						
身分証明書(本人申請に限ります)		200円 通						
独身証明書(本人申請に限ります)		200円 通						
戸籍の附票	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">謄本(全部証明)</td> <td style="width: 20%;">200円</td> <td style="width: 50%;">通</td> </tr> <tr> <td>抄本(一部証明)</td> <td>200円</td> <td>通</td> </tr> </table>	謄本(全部証明)	200円	通	抄本(一部証明)	200円	通	
謄本(全部証明)	200円	通						
抄本(一部証明)	200円	通						
戸籍の附票の 特別な請求	・本籍及び筆頭者氏名の記載が <input type="checkbox"/> 必要 ・在外選挙人登録地の記載が <input type="checkbox"/> 必要 (登録のある方のみ) ※チェックがない場合は記載されません。							
2 本籍地(住所とは違います。番地までご記入ください。)								
3 筆頭者(未婚の方は父又は母、既婚の方は夫又は妻。亡くなくても変わりません。)								
ふりがな 氏名		生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和						
4 抄本(個人)及び身分証明書が必要な場合にご記入ください。								
ふりがな 氏名		生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和						
5 使用目的(具体的にご記入ください。)								
6 申請内容(注意事項・記載例を参考にご記入ください。)								
例:父(新城太郎)の出生から死亡までの連続した戸籍2セット								
7 申請者								
住所	〒 -							
氏名	(申請者署名または記名・押印) (印)							
続柄	(必要な方からみた申請者との関係) <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母							
電話番号	(屋間連絡のとれる番号) () -							
8 同封するもの…注意事項をお読みください。								
①定額小為替(郵便局にて手数料分を購入してください。)								
②返信用封筒(申請者の住民登録してある住所・氏名を記入し84円切手を貼り付けてください。)								
③申請者の本人確認書類の写し(住民登録してある住所の記載されたもの。免許証・保険証の写し等、それ以外は注意事項をお読みください。)								
④申請内容によっては(「申請者」本人が載っていない戸籍等を請求する場合)上記以外に関係を示す戸籍(写)等が必要な場合があります。								

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

2. 国民健康保険の手続きについて

◇ 葬祭費の支給申請の手続き

亡くなられた方が国民健康保険に加入されていた場合、喪主の方に葬祭費(50,000円)を支給します。次のものをお持ちのうえ、葬祭を行った日の翌日から2年以内に手続きをしてください。

- ・亡くなられた方の保険証
- ・喪主の方のお名前が確認できる書類(会葬礼状、葬祭費用の領収書等)
- ・喪主の方の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)

◇ 保険証の差し替え手続き(世帯主が亡くなられた場合のみ)

同一世帯内で国民健康保険に加入されている方がいる場合、世帯主名の変更がありますので、保険証の差し替えが必要です。加入者全員の保険証をお持ちの上、手続きをしてください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

保険医療課

電話番号 0536-23-7625

MEMO

3. 後期高齢者医療保険(75歳以上または一定の障害のある方は65歳以上)の手続きについて

◇ 葬祭費の支給申請の手続き

亡くなられた方が後期高齢者医療保険に加入されていた場合、喪主の方に葬祭費(50,000円)を支給します。次のものをお持ちのうえ、葬祭を行った日の翌日から2年以内に手続きをしてください。

- ・亡くなられた方の保険証
- ・喪主の方のお名前が確認できる書類(会葬礼状、葬祭費用の領収書等)
- ・喪主の方の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)

◇ 高額療養費の支給申請の手続き

被保険者の方が亡くなられた日以降に支給する高額療養費については、相続人の方に支給します。支給申請手続きには、相続人の方の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)が必要です。

◇ 送付先変更の手続き(住所が施設等にあった方等)

これからお送りする書類に関して、送付先を変更する手続きが必要です。手続きをする方の本人確認書類(運転免許証等)をお持ちのうえ、手続きをしてください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

保険医療課

電話番号 0536-23-7625

MEMO

4. 医療費助成を受けていた方の手続きについて

亡くなられた方が次のいずれかをお持ちの場合、返還手続きが必要です。該当する受給者証、資格証明書又は医療券をお持ちください。

- ・子ども医療費受給者証 (淡クリーム色)
- ・母子家庭等医療費受給者証 (水色)
- ・障害者医療費受給者証 (黄色)
- ・精神障害者医療費受給者証 (緑色)
- ・後期高齢者福祉医療費受給者証 (藤色)
- ・福祉給付金受給資格証明書 (オレンジ色)
- ・養育医療券 (白色)

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

保険医療課

電話番号 0536-23-7625

5. 障がい福祉について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、障がいに関する手当を受けていた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

福祉課

電話番号 0536-23-7624

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

6. 年金の手続きについて

亡くなられた方が年金を受給していた場合、受給していた各年金制度の機関で手続きをお願いします。

①国民年金・厚生年金制度に加入していた方は、年金事務所へお問い合わせください。

②必要な書類をご用意ください。

③年金事務所または年金相談をご利用していただき、ご提出ください。(要予約)

※請求者と手続きをされる方が異なる場合には、委任状が必要になります。

委任状の用紙は、市役所又は年金事務所にあります。

【国民年金受給者の遺族の方へ】

国民年金の受給のうち、受給者が生存中に支給されることになっていた年金の支給を受けなかったときは、一定範囲の遺族の名で請求することができます。

この年金は、その受給権が遺族にそのまま引き継がれるものではなく、未支給となった分について、一時金のかたちで支給されるものです。支給を受けることができる人の順位は、受給権者の死亡当時、生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順です。

【未支給年金請求に必要な書類】

◇必要なもの

①亡くなられた方の年金証書 ②請求者の預金通帳

◇必要な場合があるもの

①亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる書類(戸籍謄本)

②亡くなられた方と請求者が生計同じくしていたことが分かる書類(住民票除票)

③亡くなられた方と請求者が別世帯の場合(生計同一関係等に関する申立書)

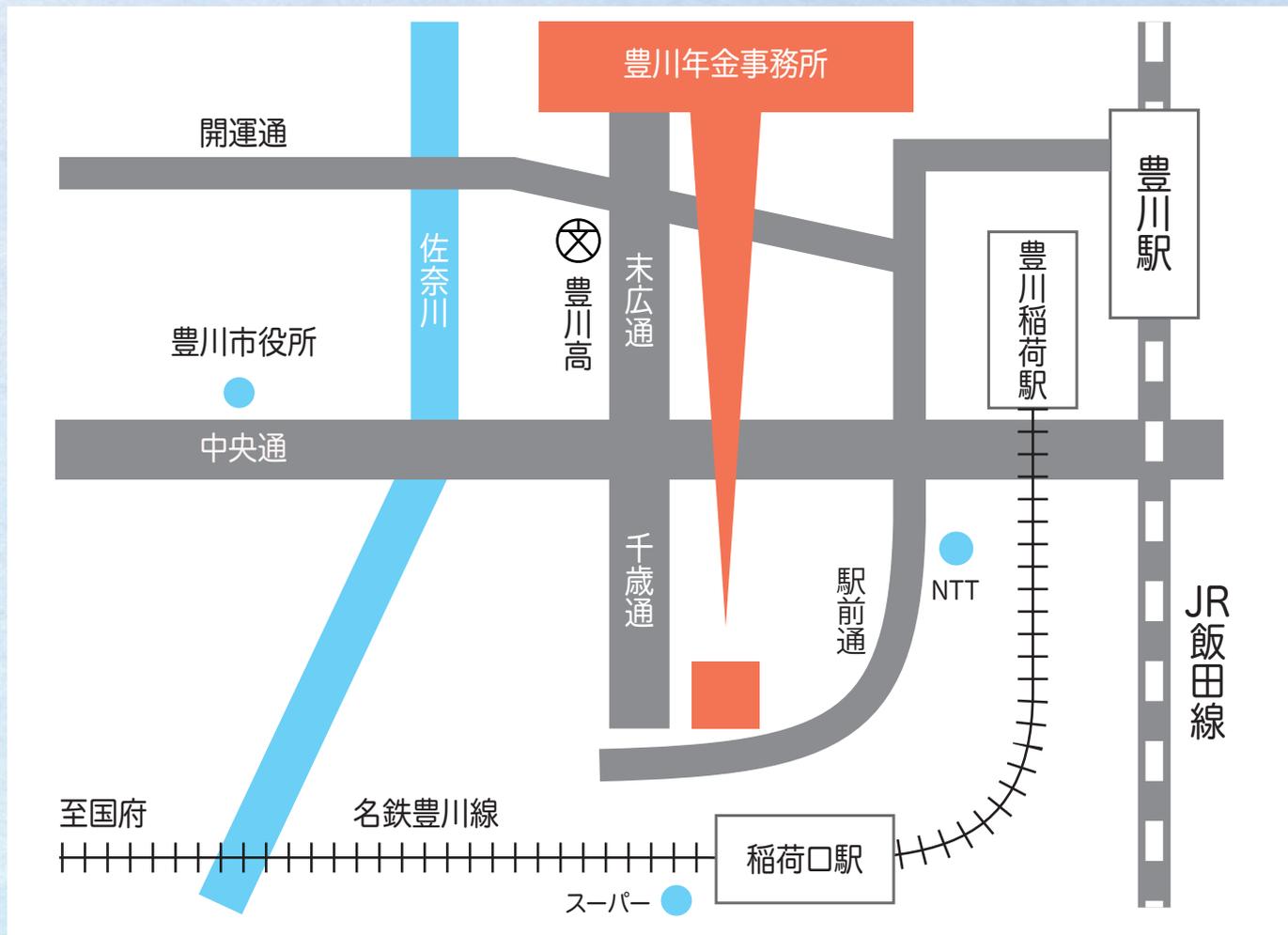
④死亡診断書の写し ⑤請求者のマイナンバーがわかるもの

などが添えなければならない書類ですが、受けている年金の種類などによって必要な書類は異なりますので、受給していた各年金制度の機関(年金事務所・各共済組合など)へ直接確認してください。

毎月1回市内で年金相談を行っています。ご利用ください。

日程は、広報しんしろ「ほのか」に掲載してあります。

(問い合わせ先は、保険医療課：0536-23-7625)



ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

豊川市金屋町32番地
豊川年金事務所

『ねんきんダイヤル』年金相談に関するお問い合わせ

電話番号(ナビダイヤル) 0570-05-1165

※通話料金がかかります。

7. 介護保険について

介護保険の被保険者が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。
また、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の振込先口座のわかるもの(預金通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

高齢者支援課

電話番号 0536-23-7688

8. 亡くなられた方に児童がいる場合について

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。

また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や母子家庭等医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

手当についてのお問い合わせ

こども未来課

電話番号 0536-23-7622

医療費助成についてのお問い合わせ

保険医療課

電話番号 0536-23-7625

9. 税について

◆市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ

税務課

電話番号 0536-23-7615

所得税・相続税についてのお問い合わせ

新城税務署

電話番号 0536-22-2141

◆固定資産税・都市計画税

市内に固定資産（土地・建物・償却資産）を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります。（地方税法第9条）

亡くなられた方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届け出が不要な場合もあります。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

税務課

電話番号 0536-23-7615

◇軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー
税務課
電話番号 0536-23-7615

125ccを超えるオートバイ
中部運輸局愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所
電話番号 050-5540-2049

三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支局
電話番号 050-3816-1771

◇口座振替

亡くなられた方の預貯金口座から市税の振替をしている場合は、廃止届の提出が必要です。

MEMO

10. 水道関係について

◇水道の所有者・使用者になっていた方が亡くなられたとき

名義変更の手続きが必要です。上下水道部経営課へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

経営課

電話番号 0536-23-7645

11. 森林について

◇森林の所有者になっていた方が亡くなられたとき

相続によって新たに森林の土地所有者になられた方は届出が必要です。森林課へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

森林課

電話番号 0536-22-9935

12. 農地について

◇農地の所有者になっていた方が亡くなられたとき

相続によって新たに農地の土地所有者になられた方は届出が必要です。農業委員会へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

農業委員会

電話番号 0536-23-7632

13. 飼い犬について

◇飼い主が亡くなられたとき

飼い主変更の手続きが必要です。環境政策課へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

環境政策課

電話番号 0536-23-7690

14. 住宅関係について

◇市営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、都市計画課へお問い合わせください。

◇必要な手続き

どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。

(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※

(2) 入居名義人が亡くなり、同居されていない場合

住宅を明渡す手続き

(3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合

異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

都市計画課

電話番号 0536-23-7640

◆自宅の所有者が亡くなられたとき

亡くなられた方のご自宅が空き家となり、今後の維持管理に不安を感じている方、放置しておくと倒壊や草木の繁茂による近隣トラブル、野生動物が住みつく等の問題が発生してしまう可能性があります。

空き家を活用したい(必要としている)方へ託してみませんか。

不動産事業所の紹介等をいたしますので、下記担当へお問い合わせください。

どちらの部署でも相談に対応いたします。

都市計画課(住宅担当)

電話番号 0536-23-7640

企画調整課(移住定住担当)

電話番号 0536-23-7620

15. 防災行政無線戸別受信機について

◆一人暮らしの方が亡くなられたとき

一人暮らしで自宅に防災行政無線戸別受信機を設置していた方は、市からの貸与品のため返納が必要です。

防災対策課もしくは各総合支所まで、防災行政無線戸別受信機をご持参いただき、返納手続きをお願いします。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

防災対策課

電話番号 0536-23-7660

16. 外国籍の方について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、名古屋出入国在留管理局に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

なお、当該者の死亡を証する文書とともに手続きをしなければなりませんので、事前に返納先にご確認いただき、必要書類をご用意いただいてから返納のお手続きをお願いします。

返納先

名古屋出入国在留管理局

電話番号 0570-052259(ナビダイヤル)

052-217-8944(一部IP電話および海外から)

0570-013904(日本語以外)

郵送先

〒153-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局 おだいば分室 あて

※封筒の裏に「在留カード等返納」と表記してください

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に出入国在留管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

名古屋出入国在留管理局

電話番号0570-052259(ナビダイヤル)

052-217-8944(一部IP電話および海外から)

0570-013904(日本語以外)

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

17. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問合せ内容	担当部署	窓口
p.5	死亡届について	市民課	市民課本庁舎1階2番窓口
p.15	障がい福祉について	福祉課	市役所本庁舎1階6番窓口
p.17	年金について	保険医療課	市役所本庁舎1階4番窓口
		豊川年金事務所	0570-05-1165 (ナビダイヤル) ※通話料金がかかります。
p.19	介護保険について	高齢者支援課	市役所本庁舎1階5番窓口
p.13 p.14	葬祭費について	保険医療課	市役所本庁舎1階4番窓口
p.19	亡くなられた方に 児童がいる場合について	こども未来課	市役所本庁舎1階7番窓口
p.20	住民税について	税務課	市役所本庁舎2階2番窓口
p.20	所得税、相続税について	新城税務署	0536-22-2141
p.20	固定資産税・ 都市計画税について	税務課	市役所本庁舎2階2番窓口
p.21	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 市民税担当	
		125ccを超えるオートバイの場合 中部運輸局愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 050-5540-2049	
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支局 050-3816-1771(コールセンター)	
p.22	水道関係について	経営課	市役所本庁舎2階13番窓口
p.22	森林について	森林課	市役所東庁舎2階
p.22	農地について	農業委員会(農業課)	市役所本庁舎2階4番窓口
p.23	飼い犬について	環境政策課	市役所本庁舎2階3番窓口
p.23	市営住宅関係について	都市計画課	市役所本庁舎2階11番窓口
	県営住宅関係について	三河住宅管理事務所 東三河支所	0532-53-5616

	お問合せ内容	担当部署	窓口
p.24	防災行政無線戸別受信機について	防災対策課	市役所本庁舎3階1番窓口
p.25	外国籍の方が亡くなられたときの在留カード及び特別永住者証明書(外国人登録証明書)の返納先、郵送先について	<返納先> 名古屋出入国在留管理局 <hr/> <郵送先> 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局 おだいば分室 東京都江東区青海2-7-11	
p.25	亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の方の場合について	名古屋出入国在留管理局	0570-052259
		東京出入国在留管理局	0570-034259

MEMO

18. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類のどちらかを発行してもらいます。

- ・受入証明書
- ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

- 必要書類
- ・改葬許可申請書
 - ・受入証明書または永代使用許可書の写し
 - ・承諾書（墓地使用者等が申請者以外の場合）
 - ・住民票1通（申請者が市外にお住いの場合）

提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

〈お問合せ〉

環境政策課

☎：0536-23-7690

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

相続登記の申請の義務化

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。相続した土地・建物の相続登記の手続きをお願いします。

相続の際には、遺産分割を済ませること、相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

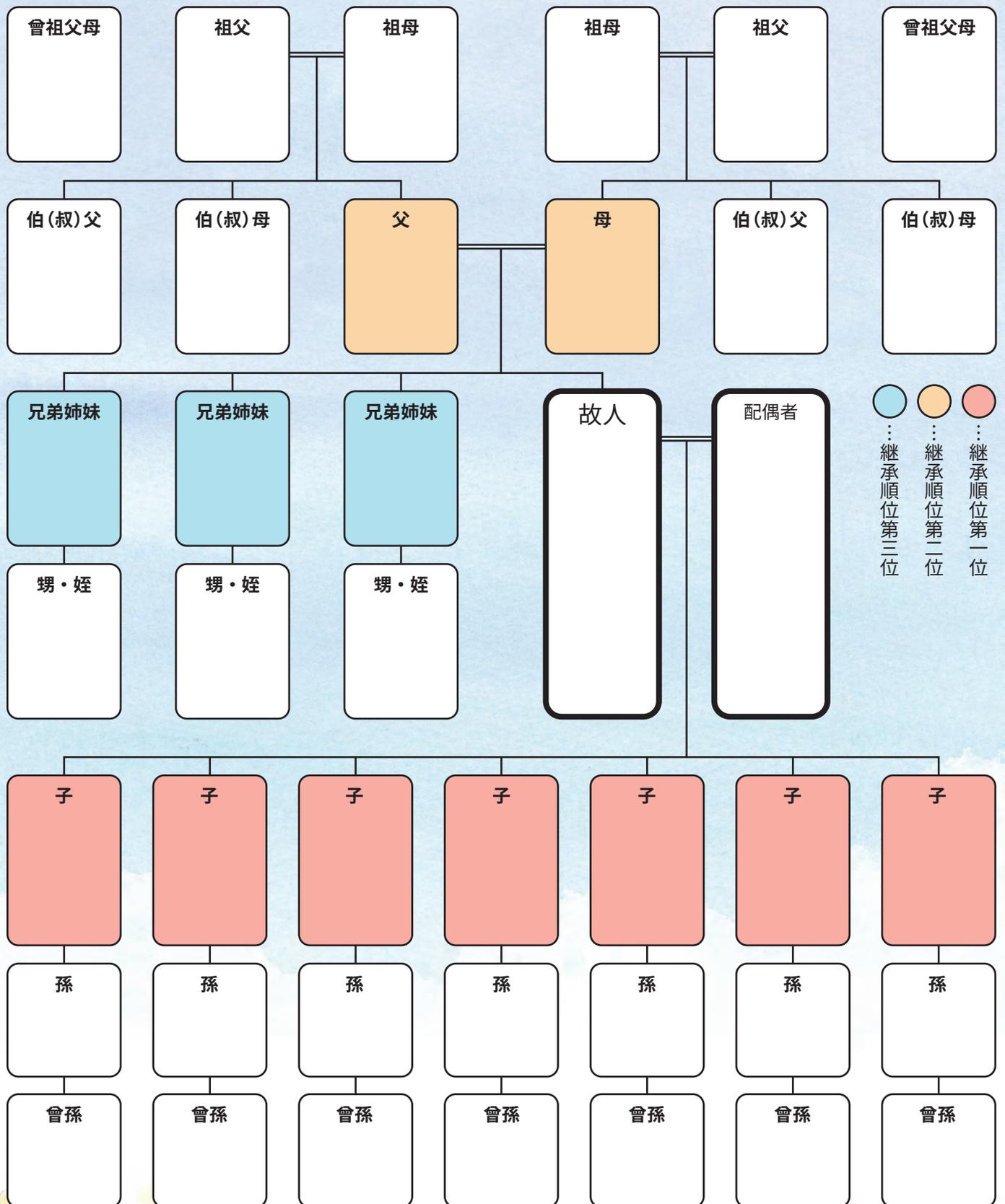
くわしくは、法務局のホームページ(下記QRコード)、または名古屋法務局新城支局登記係へお問い合わせください。

法務局ホームページ



名古屋法務局新城支局登記係
登記手続案内(予約制) 電話番号 0536-22-0437

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		市民課	パスポート
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

ご遺族の皆様へ

故人のご逝去につき、謹んでお悔やみ申し上げるとともに、ご冥福をお祈り致します。

ご遺族の皆様におかれましては、悲しみの真ただ中かと存じますが、これから、皆様は、故人の相続に関する様々な諸手続きを進めていかなければなりません。

私ども司法書士法人リーガルホームは、毎年数百件の相続手続きに携わっており、よりスムーズに相続に関する諸手続きを進めるために、長年に渡って私どもが培ってきたノウハウを活かし、法的サービスを提供しております。

四季折々の花々と、動物たち、私たちリーガルホームのスタッフ一同が、お客様の心を少しでも癒すことを願い、かつ、スムーズに相続手続きを進めてまいります。

基本的に、相談料はいただいておりません。

まずは、お気軽に当法人までお立ち寄り、お問い合わせ下さい。

司法書士法人リーガルホーム
代表社員 村松 裕之

(新城本店) 新城市字宮ノ後70番地9 ピアゴ新城店となり
電話 0536-23-5468

営業時間 平日 午前9時～午後7時
土曜 午前9時～午前12時

※ なお、事前にご予約いただければ、上記営業時間外でも受付を行っております。

※ 訪問相談もうけたまわります。

(豊橋支店) 豊橋市八丁通2丁目1番地 豊橋市役所前
電話 0532-21-6555

営業時間 平日 午前9時～午後5時

(ホームページ) スマホから 司法書士法人リーガルホーム を検索

「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 **選べる見積もり方法**



訪問

ご自宅に訪問して



ビデオチャット

対面なしで安心



写真

写真送付で最短30分

POINT 2 **一人ひとりを手厚く**

ご相談から施行まで、専任コンシェル
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート
いたします。

POINT 3 **比較もかんたん**

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

まずはLINEでお友達登録！
LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



運営会社: 株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表: 03-6262-3521
主な事業内容: (1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

発行 新城市 市民協働部 市民課
編集・制作 株式会社鎌倉新書
作成 令和5年5月

